

米子市へ転入された方へ

申請手続きや証明書交付時に、本人を確認することのできる書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証、特別永住者証明書、在留カードなど)の提示にご協力をお願いします。

米子市に転入された方の主な手続きとして、次のようなものがあります。

くわしくは担当の窓口にご確認ください。

【主な手続き】

市外局番（0859）

項 目	転入後の手続き	窓 口	注意事項
国民年金について	・ 国民年金への変更がまだの方、免除申請等希望の方は手続きをしてください	保険年金課 本庁1階⑤番窓口 ☎23-5142	必要なもの 1. 年金手帳 又は 基礎年金番号通知書 2. 離職票等
公的年金の受給者の方	・ 住所変更の手続きは不要です		
特別医療費の助成を受けられる方	・ 交付申請の手続きをしてください 【対象者】 ・ 18歳以下のお子さん ・ ひとり親家庭の方 ・ 身体障害者手帳(1、2、3級)、療育手帳(A、B判定)、精神障害者保健福祉手帳(1.2.3級)をお持ちの方 ・ ぜんそく等の疾病の方	保険年金課 本庁1階⑥番窓口 ☎23-5123	必要なもの 1. 8歳以下のお子さん 1. 健康保険が確認できるもの 2. 印章(別世帯の人が申請する場合のみ) ※上記以外の方には、別途必要な書類や要件がありますので、保険年金課へお尋ねください
国民健康保険に加入される方	・ 勤務先等の健康保険に加入していない方は、国民健康保険への加入手続きをしてください	保険年金課 本庁1階 ⑦番窓口 ☎23-5122	必要なもの(県外から転入の方のみ) 前住所地発行の負担区分等証明書
後期高齢者医療に加入される方	・ 資格確認書又は資格情報のお知らせの交付申請の手続きをしてください		
介護保険について	・ 介護保険要介護、要支援認定者の方は、住民になった日から14日以内に認定を引き継ぐ手続きをしてください ・ 介護施設に入所された方は、長寿社会課にご連絡ください	長寿社会課 本庁1階⑭番窓口 ☎23-5132	必要なもの ・ 健康保険証(65歳未満の方)
児童手当受給者の方 (公務員を除く)	・ 児童手当の申請をしてください ※ <u>原則申請月の翌月分からの支給になりますので、転入されたら速やかに手続きをしてください</u>	スマート窓口 本庁1階⑪窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5135	必要なもの ・ 請求者の健康保険証 ・ 請求者名義の振込先口座番号 ・ 別途必要な書類や要件 ※こども支援課にお尋ねください
児童扶養手当 (ひとり親家庭の方)	・ 受給中の方は資格継続の手続をしてください ・ これから新たに受給される方は認定請求手続きをしてください		必要なもの ※事前にこども支援課にお尋ねください
とっとり子育て応援パスポートを希望される方	・ とっとり子育て応援パスポートがスマートフォンアプリになりました。利用希望の方は、右の二次元バーコードからアプリをダウンロードのうえ利用登録をしてください		
妊娠中の方、乳幼児期のお子さん がいる方	・ 妊婦健診・産後健診を受けられる前に、こども相談課で米子市受診票の発行 手続きをしてください ※右記二次元バーコードより要予約 (他市町村で発行された妊婦・産後健康診 査受診票は使用できません)	こども相談課 ふれあいの里1階 (錦町1丁目139-3) ☎23-5453 ☎23-5464	必要なもの ・ 母子健康手帳 ・ 妊産婦の方は未使用の妊婦・産後健康診査受診票 ・ マイナンバー
	・ 母子健康手帳の住所はご自分で訂正してください		健診・予防接種など母子保健事業については、「 <u>ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド</u> ・ <u>国保ガイド</u> 」等にも掲載しています
	・ 2歳未満のお子さんには予防接種の案内を送付します。その他詳細は市ホームページをご覧ください	健康対策課 ☎23-5472	
	・ 母子保健事業のご案内は④・⑪番窓口にもあります(窓口職員にお尋ねください)		

項 目	転入後の手続き	窓 口	注意事項
保育所等の入所希望の方	・ 原則、電子申請での申し込みとなります	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	申込みに必要な書類など詳しくは、こども支援課にお問い合わせください
子どものための教育・保育給付認定または子育てのための施設等利用給付認定を受けている方	・ 認定が必要な方は認定申請の手続きをしてください		必要な書類については、こども支援課にお問い合わせください
小・中学校に通われるお子さんがいる方	・ 市内の小中学校に転校されるお子さんがいる方は、転入時に市民一課で <u>就学通知書</u> をお受け取りください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144 各学校	新しい学校での手続きがまだの場合は、転入届時にお渡しする就学通知書を新しい学校へ提示してください
		就学に関するご相談は学校教育課まで ふれあいの里1階(錦町1丁目139-3) ☎23-5433	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 住所変更の手続きをしてください	障がい者支援課 本庁1階⑨番窓口 ☎23-5153 ☎23-5159 ☎23-5544 ☎23-5545	必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方	・ 住所変更の手続きをしてください		必要なもの 特別児童扶養手当証書
自立支援医療受給者の方	・ 住所変更の手続きをしてください		必要なもの 自立支援医療受給者証 健康保険証
障害福祉サービス受給者の方	・ 支給申請の手続きをしてください		必要なもの 障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証
印鑑登録を希望される方	・ 原則、郵送で照会をしますので印鑑登録証は後日の交付となります ・ 写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)がある場合は、即日交付することもできます	市民一課 本庁1階③番窓口 ☎23-5144	必要なもの 1. 実印 (登録できる印章) 2. 本人確認書類 3. 手数料 (350円)
※ このたびの転入前に交付された印鑑登録証は失効しています。希望されるかたは再登録が必要です。			
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	・ 転入届をしてから、必ず90日以内に継続利用の手続きをしてください 国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方も、必ず90日以内に継続利用の手続きをしてください ・ 継続利用には暗証番号が必要です	市民二課 本庁1階⑩番窓口 ☎21-8574	継続利用の手続きをされないとカードは自動的に失効します
電子証明書を登録される方	・ 住所を変更されると署名用電子証明書(e-Tax等用)は失効しますので、必要な方は窓口で手続きしてください ・ 利用者証明用電子証明書は新住所地で継続利用の手続きが必要です		電子証明書の有効期限は市民二課にお問い合わせください コンビニ交付サービスは更新手続きされた翌日又は翌々日から利用できます
マイナンバーカードの発行を希望される方	・ マイナンバーカードを申請される場合には最新の「申請書 I D」が必要です	市民二課 本庁1階⑩番窓口 ☎21-8574	マイナンバーカードの交付方法については、市民二課にお問い合わせください
本人通知制度登録を希望の方	・ 戸籍謄抄本又は住民票の写しなどの証明書を本人以外に交付した場合は本人宛に通知します ・ 事前に登録が必要です	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5141	くわしくは市民一課にお問い合わせください

項 目	転入後の手続き	窓 口	注意事項
がん検診を希望される方	- 検診をご希望の方は、健康対策課にお問い合わせください - 受診できるがん検診の種類・期間は「ごみ分別収集カレンダー&健康ガイド・国保ガイド」の17ページに掲載しています	健康対策課 ふれあいの里3階 (錦町1丁目139-3) ☎23-5468	対象は40歳以上の方です ※子宮頸がん検診のみ20歳以上の女性 実施期間は検診の種類によって異なります
各種証明書について	- 住民票 - 印鑑登録証明書 - 戸籍、除籍に関する証明書など	市民一課 本庁1階③番窓口 ☎23-5144	受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00
	所得証明書、固定資産証明書など (所得証明書は1月1日にお住まいだった住所地の市区町村役場で取得してください)	市民税課 本庁2階②番窓口 ☎23-5111	淀江支所地域生活課☎56-3115でも証明書の交付を行っています
	住民票、印鑑登録証明書、戸籍、除籍に関する証明書など(税証明の交付は不可)	行政窓口サービスセンター 本庁1階②番窓口 ☎39-0222	受付時間 日曜日(祝日を除く)及び 振替休日 9:00～11:45

【その他の手続き】

項 目	転入後の手続き	窓 口	注意事項
市営住宅に転入された方	市営住宅に居住されている方と同居される場合は、市営住宅同居承認申請が必要です	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 糺町1丁目160番地 ☎21-8806	鳥取県住宅供給公社 (鳥取県西部総合事務所3号館1階)にお問い合わせください
市営墓地 (南公園・北公園・淀江墓苑) 使用者の方	市営墓地使用者の住所変更手続きをしてください (※ただし、南公園墓地内の西念寺・善證寺区画をご使用の方は、直接お寺にお問い合わせください)	建設企画課 糺町庁舎2階(糺町1丁目160番地) ☎23-5529 または おくやみコーナー 本庁1階⑩番窓口 ☎21-7462 または 地域生活課 淀江支所1階 ☎56-3112	手続きに必要なものについては、左記窓口へお問い合わせください(墓地使用許可証が必要になります)
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)等を登録される方	前住所地での登録を抹消した原動機付自転車(125cc以下)等を、新たに登録される方は、手続きをしてください	市民税課 本庁2階②番窓口 ☎23-5111	必要なもの ・本人確認書類 ・廃車証明書又は車台番号の確認できるもの
固定資産税について	納税管理人を選定されている方は、解除の申告をしてください	固定資産税課 本庁2階 ☎23-5112	納税義務者、納税管理人双方の書類の提出が必要です。用紙をお渡ししますので固定資産税課までお越しください
郵便物の転送届出	郵便物の転送については、「転居届」をポストへ投函していただくか、お近くの郵便局へ提出してください	米子郵便局 米子市弥生町10 ☎34-5150	「転居届」用紙は 市民一課窓口にもあります
洪水及び津波ハザードマップについて	ご希望の方には防災安全課、ふれあいの里及び市内の各公民館で配布しています。米子市ホームページでも公開しています	防災安全課 本庁3階 ☎23-5337	ハザードマップの内容につきましては防災安全課にお問い合わせください
防災ラジオの有償配付について	ご希望の世帯に、防災行政無線放送時に自動で起動し、屋内で放送内容を聴取することができる専用ラジオを有償で配布しています	防災安全課 本庁3階 ☎23-5337	申込は、米子市HP及び郵送 (市役所、公民館、米子市社会福祉協議会(ふれあいの里2階)等に配架の申込書)のみ受け付けています 

項 目	転入後の手続き	窓 口（お問い合わせ先）
上水道	ご使用を開始されるときは、使用開始の届出が必要です（遅くとも3、4日前までに）	米子市上下水道局お客さまセンター 米子市車尾南2丁目8-1 ☎32-9917
下水道 ・公共下水道 ・農業集落排水		米子市上下水道局ホームページでも事前受付しています 事前にお電話でご連絡ください
浄化槽	転入後の住宅（戸建て）の浄化槽の管理をする方となる場合は、管理者変更の手続きをしてください	上下水道局営業課 米子市上下水道局庁舎1階 ☎34-1387 米子市車尾南2丁目8-1
犬を飼われている方 （犬を連れて転入された方）	- 犬の所在地変更等の手続きをしてください - マイクロチップを装着している場合は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで登録事項の変更手続きを行ってください この場合、米子市の窓口での手続きは不要です - マイクロチップを装着していない場合は、窓口で前住所地で交付された犬の鑑札と引換えに米子市の犬の鑑札を交付します ※ 前住所地での犬の登録が確認できるものが必要です（犬の鑑札、登録証等）	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 ☎23-5257 河崎3280-1 または 市民二課 市役所本庁 1 階⑪番窓口 ☎21-5853 または 地域生活課 米子市淀江支所1階 ☎56-3112 淀江町西原1129-1
運転免許証の住所変更届出	- 住所を明らかにできる書類の提示が必要です（住民票、保険証、特別永住者証明書、在留カード、配達文書など） - 平日のみの受付です	米子警察署 米子市上福原1266-4 ☎33-0110
		西部地区運転免許センター 米子市上福原1272-2 ☎22-4607

【困った時の相談窓口はこちらへ】

消費トラブルの相談	米子市消費生活相談室：市役所本庁 1 階 平日9：00～17：00（予約不要） ☎35-6566（土日・祝日は除く）又は ☎188（消費者ホットライン）
子育て全般	こども総合相談窓口：ふれあいの里（錦町1丁目139-3） ☎23-5469

【夜や休日の急病のとき】

夜間・休日急患診療 （内科・小児科）	西部医師会急患診療所：米子市久米町136 ☎34-6253 診療時間 平日・土曜日 19:00～22:00 日曜・祝日・12月30日～1月3日 9:00～22:00
休日救急歯科診療	鳥取県西部歯科保健センター：米子市両三柳104-1（鳥取県西部歯科医師会館内） ☎33-3864 診療時間 日曜・祝日・8月13～15日・12月30日～1月3日 9:00～15:00

【口座振替のご案内】（収納推進課 ☎23-5161）

市税や保険料などの納付には、便利で確実な口座振替をおすすめしています。申込書は収納推進課をはじめ、各担当窓口（または市内の金融機関の窓口）に備えてつてあります。

【ごみの出し方・収集日について】（クリーン推進課 ☎23-5300）

お住まいの地域により、収集日が異なります。ごみの出し方・収集日についてはお住まいの地区の「ごみ分別収集カレンダー＆健康ガイド・国保ガイド」でご確認ください。カレンダーは市役所本庁舎1階総合案内、淀江支所、クリーンセンター、ふれあいの里1階総合受付、各公民館に設置しており、米子市ホームページにも掲載しております。また、ごみ、資源物分別アプリ「さんあーる」をダウンロードされると、分別方法の50音順検索や、収集日の通知機能を利用できます。詳しくはクリーン推進課（クリーンセンター1階）にお問い合わせください。

「さんあーる」のダウンロードはこちら



Android端末



iOS端末

【その他問い合わせ先】

公 民 館	電 気	電 話 （新設・移設）
地域振興課 ☎23-5444 市役所本庁4階	中国電力 米子営業所 ☎0120-211-476	NTT西日本 ☎116

【自治会への加入について】（地域振興課 ☎23-5371）

現在、市内には約400の自治会があり、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域の親睦行事、環境の美化、防犯・防災、子どもや高齢者の見守り活動など、幅広い活動をされています。自治会は同じ地域に住む皆さんが、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、住みよい地域をつくるために組織されたものです。同じ地域に住む皆さんとともに住みよい地域をつくりあげるためにも、自治会へご加入いただきますようお願いいたします。自治会へのご加入については、お近くの自治会長さん、または地域振興課（本庁4階 ☎23-5371）にお尋ねください。

※ 米子市の情報は米子市ホームページ
（アドレス：www.city.yonago.lg.jp）でもご覧いただけます。

米子市役所 市民一課
（令和7年10月作成）



米子市グリーン購入適合紙を使用しています